

令和5年1月
農林水産省共済組合

農林水産省共済組合員の皆様へ

マイナンバーカードの共済組合員証（健康保険証） としての利用促進のお願い

令和5年1月8日現在、マイナンバーカードの健康保険証利用の運用を開始している医療機関・薬局は総施設数の40.6%、既に申込を行っている総施設は90.8%になり、運用を開始する施設が大幅に増加していく予定です。

・現在、利用できる医療機関・薬局は、厚生労働省HPを参照願います。

「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

マイナンバーカードを共済組合員証として利用した場合、本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも今まで使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるほか、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払の免除がされるなどのメリットがあります。

マイナンバーカードを共済組合員証として利用するためには、ご自身による申込みが必要です。詳しくは別添パンフレットをご覧ください、マイナンバーカードの共済組合員証としての利用促進にご協力をお願いします。

なお、ご自身の診療情報などプライバシー性の高い情報がマイナンバーカードのICチップに入ることはありません。

まだマイナンバーカードを取得されていない組合員及び被扶養者の方におかれましては、マイナンバーカードを取得するとともに、共済組合員証としてご利用されますようお願いいたします。

・しばらくの間は、マイナンバーカードを利用する場合も共済組合員証の持参をお願いします。

—以上—